

宇部市有害鳥獣捕獲実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的として実施する鳥獣の捕獲等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（以下「捕獲許可等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(有害鳥獣捕獲及び捕獲許可等の指針)

第2条 有害鳥獣捕獲及び捕獲許可等を行うにあたっては、県が策定する鳥獣保護管理事業計画及びこの要領を指針として、関係機関と連携・協力の下、農林水産業等に係る被害防止対策の円滑な推進を図るものとする。

(市長による捕獲許可等)

第3条 市長は、次の表に掲げる目的及び猟法により同表に掲げる鳥獣（鳥類にあつては、ひなを含む。）の捕獲等をしようとする者に対して、次条から第8条までに定めるところにより、当該有害鳥獣の捕獲許可等を行うことができる。

捕獲の目的	猟法	捕獲等をしようとする鳥獣
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止	危険猟法及びかすみ網以外の猟法	カワウ、ゴイサギ、アマサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、トビ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、ウソ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、サル、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く。)、イタチ、シベリアイタチ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ(イノブタを含む。)、ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ

(宇部市鳥獣被害対策実施隊員による被害防止計画対象鳥獣の捕獲許可)

第4条 市長は、被害防止計画に基づき、有害鳥獣捕獲を許可するものとする。

2 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区 分	許可基準		備 考
許可の対象者	宇部市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）の隊員		
許可対象鳥獣	被害防止計画の対象鳥獣		捕獲許可の区域、期間等が同一の場合は、複数の対象鳥獣について一括して捕獲を許可することができる。
捕獲の方法	1 危険猟法及びかすみ網以外の猟法 2 特定猟具使用禁止区域における特定猟具による捕獲（市長が必要と認める場合に限る。）		
許可対象区域	当該実施隊の担当区域（鳥獣保護区及び休猟区を含む。）		
許可期間等	狩猟鳥獣	狩猟期間開始日の前日までにおいて市長が必要と認める期間	狩猟による捕獲と合わせ、年間を通じて必要な時期に捕獲活動ができるよう許可期間を設定するものとする。
		狩猟期間中 次に掲げる場合であって、狩猟期間の末日までで市長が必要と認める期間 ① 鳥獣保護区又は休猟区で狩猟鳥獣の捕獲を行う場合 ② 特定猟具使用禁止区域において、特定猟具を用いて狩猟鳥獣の捕獲を行う場合	
	狩猟鳥獣以外の鳥獣	1年以内で市長が必要と認める期間	
捕獲頭(羽)数	上限なし		

3 隊長又は地区隊長は、第1項の許可を受けようとするときは、被害防止計画対象鳥獣捕獲等許可申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1）捕獲許可申請者（従事者）（別記第3号様式）

（2）捕獲区域を明示する図面

4 市長は、捕獲許可の申請があったときは、被害防止計画に基づいて審査を行い、速やかに捕獲許可を行うものとする。

5 市長は、次に掲げる捕獲については、必要かつ真にやむを得ないと認める場合に限り、捕獲許可を行うものとする。

（1）捕獲許可対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間及び場所における鳥獣の捕獲

（2）特定猟具使用禁止区域において、特定猟具により行われる鳥獣の捕獲

（3）その他狩猟に係る禁止猟法による鳥獣の捕獲

6 市長は、実施隊員に対して捕獲許可を行った場合は、実施隊員に鳥獣捕獲等許可証（別記第4号様式。以下「許可証」という。）を交付し、その旨を農林水産事務所長、警察署長その他の関係者に通知するとともに、鳥獣捕獲許可等整理簿（別記第6号様式。以下「整理簿」という。）に必要な事項を記載するものとする。

7 実施隊の隊員は、次に掲げる事項に十分留意の上、有害鳥獣の捕獲を実施しなければならない。

（1）隊長又は地区隊長の指揮の下に捕獲活動に従事すること。

（2）許可証を常時携帯すること。

（3）隊長又は地区隊長は、注意標識を掲示する等の方法により事故防止に努めること。

（4）捕獲活動に当たっては、銃器や猟犬による事故の防止に万全の対策を講じること。

（5）人身被害の防止を目的とする有害鳥獣捕獲については、警察署長に事前に連絡の上、常に連携を図りながら実施すること。

（6）わなによる有害鳥獣捕獲を実施する場合は、「宇部市有害鳥獣捕獲に係る「わな」の取扱要領」に定めるところによることとし、わなの架設数は、実施隊の隊員が適切に見回り及び管理をすることのできる数の範囲内とし、1人につき30基を超えないこと。

（7）錯誤捕獲の防止に十分留意するとともに、錯誤捕獲された鳥獣は、原則として放鳥獣すること。この場合において、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、直ちに市長に通報し、農林水産事務所長の指示に従うこと。

（8）ツキノワグマが出没している区域及び期間については、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなは使用しないこと。

（9）捕獲個体は、現場に放置することなく、適正に処理すること。

(10) 関係者から協力の要請があった場合は、捕獲個体又はその一部を野生生物の生息調査や学術研究に利用できるよう適切な配慮を行うこと。

(農林業者等の自衛わな等に係る捕獲許可)

第5条 市長は、自らの事業地内において、鳥獣による農作物や家畜、果樹、芝生、植栽等及び田畑の畦畔の被害が現に生じている場合、又は当該有害鳥獣捕獲を行わなければ被害が確実に生ずると認められる場合は、鳥獣による被害を受けている農林業者又はゴルフ場等の事業者（以下「農林業者等」という。）自らによるわな等を用いた有害鳥獣捕獲を許可することができる。

2 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区 分	許可基準	備 考
許可の対象者	<p>農林業者等（従業員を含む。）であって、次のいずれかに該当し、かつ、狩猟免許を有する者であって、過去3年間に法違反で行政処分又は刑事処分を受けたことがない者</p> <p>① 農業者にあつては、経営耕地面積が10アール以上又は農業出荷額が年間15万円以上であること。</p> <p>② 自らが従事する農林業又はゴルフ場等の事業に係る被害の防止又は軽減を図る目的で、有害鳥獣の捕獲をしようとする者であること。</p> <p>③ 林業者にあつては、狩猟事故共済又はこれに類する損害保険に加入していること。</p>	<p>銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であつて、次の1)から2)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。</p> <p>1) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であつて、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合</p> <p>2) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合</p>
許可対象鳥獣	市が捕獲許可権限を有する鳥獣	捕獲許可は、原則として鳥獣の種類ごとに行うものとする。

捕獲の方法	銃器の使用以外、危険猟法及びかすみ網以外の猟法による方法	
捕獲許可区域	農林業者等の自らの事業地内（市長が特に必要と認める場合は、鳥獣保護区又は休猟区の区域内にある場合を含む。）ただし、水稻の被害防止を目的とするものにあつては、許可の対象者が現に作付けを行っている水田及びその周辺50m以内	
許可期間等	おおむね60日以内	許可区域が鳥獣保護区又は休猟区の区域内にある場合を除き、狩猟期間中は、狩猟鳥獣の捕獲許可は行わない。
捕獲頭(羽)数	被害の防止又は軽減の目的を達成するために必要最小限の捕獲頭(羽)数	

3 農林業者等は、第1項の許可を受けようとするときは、有害鳥獣捕獲等許可申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1）法人の場合にあつては、捕獲許可申請者（従事者）名簿（別記第3号様式）

（2）捕獲区域を明示する図面

（3）狩猟免許の写し（狩猟免許を持たない農業者にあつては、農業により一定の収入を得ていることを確認できる書面）

（4）被害状況を確認できる写真

4 市長は、前項の申請を受理したときは、第2項に掲げる許可基準に基づき、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、速やかに捕獲許可を行うものとする。

（1）捕獲された鳥獣の止めさし及び処分が安全かつ適正に行われることが確実にあること。

（2）鳥獣保護区又は休猟区において捕獲を行う場合は、特に必要と認める事由があること。

5 市長は、狩猟免許を持たない農林業者から第1項の許可の申請があつた場合は、狩猟免許試験を速やかに受験するよう指導するものとする。

6 市長は、第1項の許可を行った場合は、申請者に許可証又は従事者証（別記第5号様式）を交付し、その旨を当該地域の地区隊長、猟友会長、農林水産事務所長、警察署長その他の関係者に通知するとともに、整理簿に必要な事項を記載するものとする。

7 第1項の許可を受けた農林業者等は、次に掲げる事項に十分留意の上、有害鳥獣の捕獲を実施しなければならない。

（1）許可証又は従事者証を常時携帯すること。

- (2) わなによる捕獲については、「宇部市有害鳥獣捕獲に係る「わな」の取扱要領」に定めるところによること。
- (3) わなの見回りは、捕獲許可を受けた者が1日1回以上行うことを原則とし、困難な場合には、わな猟免許所持者に代行を依頼することができるものとする。なお、わなの見回りを行うことができないときは、あらかじめ、わなが稼働しないようにしておくこと。
- (4) 錯誤捕獲の防止に十分留意するとともに、錯誤捕獲された鳥獣は、原則として放鳥獣すること。この場合において、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、直ちに市長に通報し、農林水産事務所長の指示に従うこと。
- (5) ツキノワグマが出没している区域及び期間については、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなは使用しないこと。
- (6) 捕獲個体は、現場に放置することなく適正に処理すること。

(漁業者等による餌釣りによるカワウの捕獲許可)

第6条 市長は、内水面について漁業権を有する漁業共同組合の正組合員又は従業員（以下「漁業者等」という。）が餌釣り（生きたアユ等を餌として、釣り針により鳥類を捕獲する方法をいう。以下同じ。）によりカワウを捕獲することを許可することができる。

2 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区 分	許可基準	備 考
許可の対象者	当該内水面について漁業権を有する漁業協同組合の正組合員又は従業員であって、過去3年間に法違反で行政処分又は刑事処分を受けたことがない者	許可の対象者が狩猟免許を有することを要しない。
許可対象鳥獣	カワウ	
捕獲の方法	餌釣り	
捕獲許可区域	許可の対象者が所属する漁業協同組合が漁業権を有する内水面であって、銃器によるカワウの捕獲が困難であると市長が認める区域	
許可期間等	1年以内で市長が必要と認める時期及び期間	
捕獲羽数	カワウによる漁業被害軽減の目的を達成するために必要な捕獲羽数	

3 漁業者等が第1項の許可を受けようとするときは、餌釣りによるカワウ捕獲等許可申請書（別記第7号様式）に、カワウを捕獲しようとする区域を明示した図面を添えて、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請を受理したときは、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、捕獲許可を行うものとする。

(1) 申請に係る捕獲区域が、銃器によるカワウの捕獲が困難な場所であること。

(2) 餌釣りによるカワウの捕獲を許可することにより、当該区域において、銃器による有害鳥獣の捕獲又は狩猟に支障を来すことがないこと。

5 市長は、第1項の許可を行った場合は、申請者に許可証を交付し、その旨を当該地域の地区隊長、猟友会長、農林水産事務所長、警察署長その他の関係者に通知するとともに、整理簿に必要な事項を記載するものとする。

6 第1項の許可を受けた漁業者等は、次に掲げる事項に十分留意の上、カワウの捕獲を実施しなければならない。

(1) 餌釣りによるカワウの捕獲に当たっては、常時監視者を置くとともに、仕掛けを放置しないこと。

(2) カワウが仕掛けにかかった場合は、速やかに収容し、適切に処分すること。

(3) カワウ以外の鳥が仕掛けにかかった場合は、原則として、速やかに放鳥すること。

(実施隊員、農林業者等以外の者に対する有害鳥獣の捕獲許可)

第7条 市長は、当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合、又は当該鳥獣の捕獲を行わなければ被害が生ずると認められる場合は、実施隊員、農林業者等以外の者による有害鳥獣の捕獲等を許可することができる。

2 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区分	許可基準	備考
許可の対象者	<p>1 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者であって、次の条件を全て満たす者</p> <p>① 使用する捕獲用具に係る狩猟免許を有していること。</p> <p>② 狩猟事故共済又はこれに類する損害保険に加入していること。</p> <p>③ 過去3年間に法違反で行政処分又は刑事処分を受けたことがないこと。</p> <p>2 被害等を受けた者から依頼された法人であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合</p> <p>① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。</p>	<p>1 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕り（以下「小型の箱わな等」という。）により、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣（以下「アライグマ等」という。）を捕獲する場合であって、住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合は、狩猟免許を所持していない者も許可対象者としてすることができる。</p>

	<p>② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。</p> <p>③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。</p> <p>④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。</p>	
許可対象鳥獣	市が捕獲許可権限を有する鳥獣	捕獲許可は、原則として、鳥獣の種類ごとに行う。
捕獲の方法	危険猟法及びかすみ網以外の猟法であって、狩猟に係る禁止猟法以外の猟法	
許可対象区域	被害等の発生状況に応じ、具体的な被害防止の目的達成に必要な区域（市長が特に必要と認める場合は、鳥獣保護区又は休猟区を含む。）	
許可期間等	原則として、被害が生じている時期で最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期のうち、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な時期であって、原則として、鳥類については30日以内（箱わなを使用する場合は60日以内）、獣類については60日以内	
捕獲頭(羽)数	被害の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の捕獲頭(羽)数	

3 実施隊員、農林業者等以外の者が第1項の許可を受けようとするときは、有害鳥獣捕獲等許可申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人の場合にあつては、捕獲許可申請者（従事者）名簿（別記第3号様式）
- (2) 捕獲区域を明示する図面
- (3) 狩猟免許の写し
- (4) 被害状況を確認できる写真
- (5) 被害等を受けた者から依頼された者にあつては、有害鳥獣捕獲依頼書（別記第8号様式）

- 4 市長は、前項の申請を受理したときは、第2項に掲げる許可基準に基づき、速やかに捕獲許可を行うものとする。
- 5 市長は、第1項の許可を行った場合は、申請者に許可証又は従事者証を交付し、その旨を当該地域の地区隊長、猟友会長、農林水産事務所長、警察署長その他の関係者に通知するとともに、整理簿に必要な事項を記載するものとする。
- 6 第5条第7項の規定は、第1項の許可について準用する。

(鳥類のひなの捕獲許可又は鳥類の卵の採取許可)

第8条 巢の除去に伴う鳥類のひなの捕獲又は鳥類の卵の採取については、第4条から第7条までの規定にかかわらず、この条に定めるところによる。

- 2 市長は、鳥類による生活環境、農林水産業又は生態系の被害を防止する目的であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥類のひなの捕獲又は鳥類の卵の採取を許可するものとする。

- (1) 現に被害を発生させている個体を捕獲又は採取することが困難であり、ひなの捕獲又は卵の採取を行わなければ被害の防止をする目的が達成できない場合
- (2) 建築物等の汚染等を防止するため、巢を除去する必要があるため、併せてひなの捕獲又は卵の採取を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

- 3 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区 分	許可基準	
許可の対象者	1 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者 2 過去3年間に法違反で行政処分又は刑事処分を受けたことがない者	
許可対象鳥獣	ひなの捕獲	市が捕獲許可権限を有する鳥類
	卵の採取	キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラスの卵
捕獲又は採取の方法	市長が適当と認める方法	
許可対象区域	被害等の発生地域を対象に必要なかつ適切な範囲	
許可期間等	ひなの捕獲又は卵の採取を行うために必要な最小限の期間	
捕獲羽数又は採取個数	被害を防止する目的を達成するために必要な羽(個)数 ただし、ドバト(外来鳥類)のひなの捕獲又は卵の採取については、羽(個)数の制限を設けない。	

- 4 第2項の許可を受けようとするときは、有害鳥獣捕獲等許可申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 捕獲区域又は採取区域を明示する図面

(2) 被害状況を確認できる写真

(3) 被害を受けた者から依頼された者にあつては、有害鳥獣捕獲依頼書（別記第8号様式）

5 市長は、前項の申請を受理したときは、第3項に掲げる許可基準に基づき、速やかに捕獲許可等を行うものとする。

6 市長は、第2項の許可を行った場合は、申請者に許可証を交付し、その旨を農林水産事務所長その他の関係者に通知するとともに、整理簿に必要な事項を記載するものとする。

7 第2項の許可を受けた者は、次に掲げる事項に十分留意の上、鳥類のひなの捕獲又は鳥類の卵の採取を実施しなければならない。

(1) 許可証を常時携帯すること。

(2) 捕獲したひな又は採取した卵は、現場に投棄又は放置することなく、適正に処理をすること。

(農林水産事務所長への報告)

第9条 市長は、四半期ごとに、有害鳥獣捕獲許可状況等報告書（別記第9号様式）により、その年度における捕獲許可等及び有害鳥獣捕獲の状況を農林水産事務所長に報告しなければならない。

(住所等の変更)

第10条 許可証等の交付を受けた者は、捕獲許可等の期間中に住所又は氏名の変更があつたときは、住所等変更届（別記第10号様式）に当該許可証等を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可証等の再交付、返納)

第11条 許可証等の交付を受けた者が許可証等を紛失したときは、許可証等紛失届（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、許可証等の再交付を受けようとするときは、許可証等再交付申請書（別記第12号様式）を併せて提出しなければならない。

2 許可証等の交付を受けた者は、捕獲許可等の期間が終了したときは、速やかに許可証等を市長に返納しなければならない。紛失した許可証等を発見した場合も同様とする。

(報告徴収及び検査)

第12条 市長は、必要と認める場合は、法第75条第1項の規定に基づいて報告を求め、又は同条第3項の規定に基づき、職員に必要な検査をさせることができる。

2 法第75条第5項の規定による身分証明書は、別記第13号様式とする。

(措置命令)

第13条 市長は、法第9条第1項の許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又はその許可に付した条件に違反した者に対し、法第10条第1項の規定に基づき、当該鳥獣の解放その他の必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消)

第14条 市長は、法第9条第1項の許可を受けた者が法若しくは法に基づく命令の規定又は法に基づく処分に違反した場合は、法第10条第2項の規定に基づき、その許可を取り消すことができる。

(警察等への通報)

第15条 市長は、前2条に該当する場合において、特に悪質であると認める事案については、遅滞なく、管轄の警察署及び農林水産事務所又は山口県環境生活部自然保護課に通報するものとする。

(その他)

第16条 前各条に定めるもののほか、有害鳥獣捕獲及び捕獲許可等については必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年9月1日から施行する。ただし、第7条の規定中アライグマ及びヌートリアに関する部分並びに第13条の規定は、平成21年10月1日から施行する。

(従前の宇部市有害鳥獣捕獲実施要領の廃止)

- 2 従前の宇部市有害鳥獣捕獲実施要領（平成12年4月1日制定）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要領の施行日前に市長が捕獲許可を行った事案の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。